

新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称） 運営予定者選定基準

令和7年10月

【令和7年11月13日修正版】

【令和7年12月22日修正版】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

目次

1	総則.....	1
	（１）本書の位置づけ.....	1
2	優先交渉権者決定の手順.....	2
	（１）優先交渉権者決定までの審査手順の概要.....	2
	（２）審査手順.....	3
3	提案審査における点数化方法	4
	（１）提案審査の配点.....	4
	（２）提案審査の点数化方法.....	4
別紙 1	性能評価の評価項目及び配点	6

1 総則

(1) 本書の位置づけ

本運営予定者選定基準（以下「選定基準」という。）は、大阪市（以下「市」という。）が、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）において運営業務を担う運営予定者の募集・選定を行うにあたって、公募型プロポーザルに参加しようとする者を対象に交付する募集要項と一体のものである。

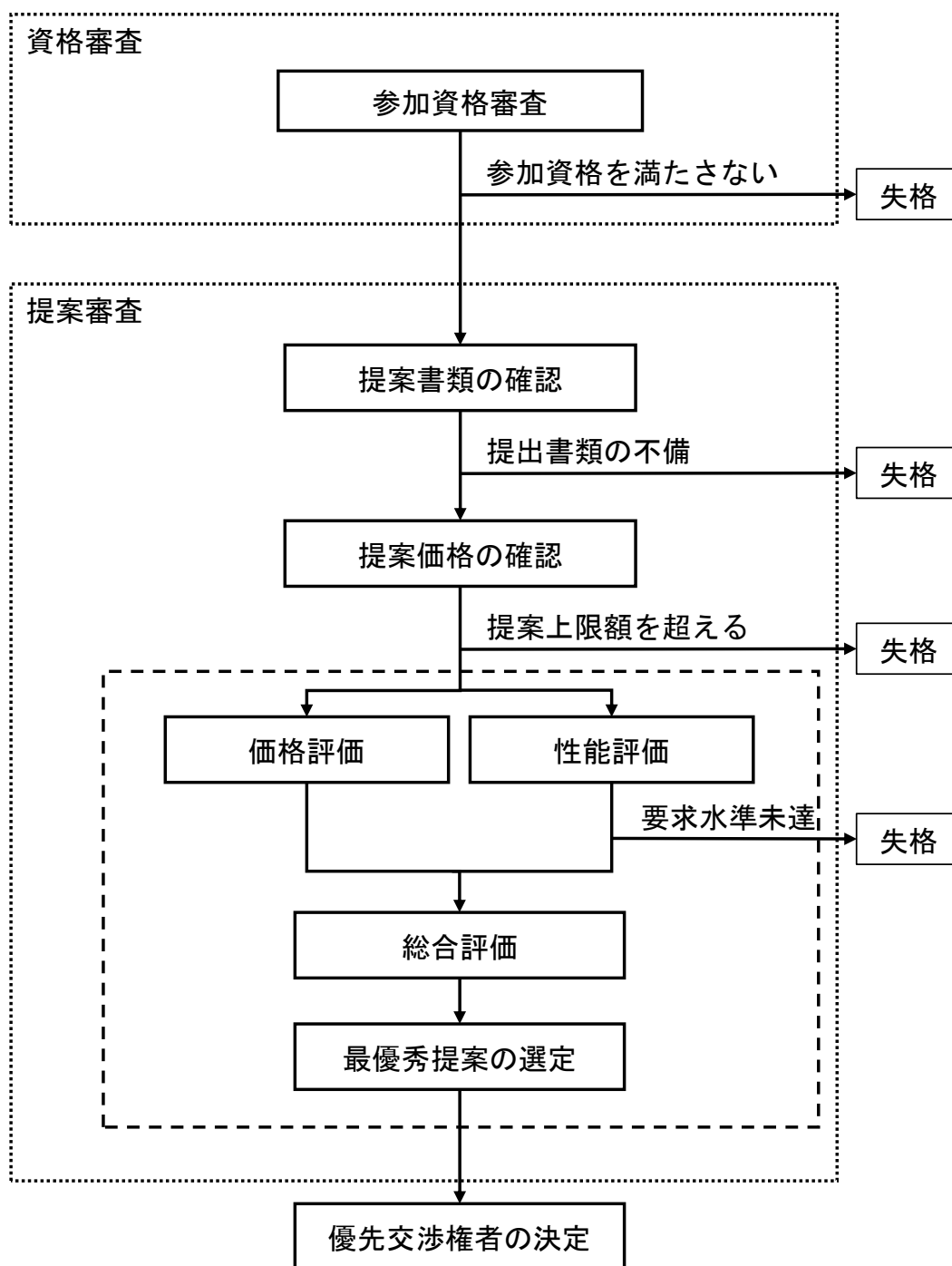
選定基準は、優先交渉権者を選定するにあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

最優秀提案の選定にあたっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）運営予定事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において行う。

2 優先交渉権者決定の手順

(1) 優先交渉権者決定までの審査手順の概要

本事業における事業者の選定は、価格及びその他の条件により優先交渉権者を決定するものとし、次の手順で実施する。



選定会議 所掌範囲

(2) 審査手順

ア 資格審査

市は、応募者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、失格とする。

イ 提案審査

(ア) 提案書類の確認

市は、応募者の提案書類について、下記の事項を確認する。提出書類の不備の場合は、失格とする。

- ・提出が求められている書類が揃っていること。
- ・提案書類全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。
- ・提案書類全体について、指定された構成（項目の構成、ページ数制限等）となっていること。

(イ) 提案価格の確認

市は、提案価格書に記載された提案価格が提案上限価格を超えていないことを確認する。提案価格が提案上限価格を超える場合は、失格とする。

(ウ) 価格評価

選定会議は、応募者から提出された提案価格書に記載された金額について得点化を行い、確認する。

(エ) 性能評価

選定会議は、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに得点を付与する。なお、性能評価において、提案の内容が要求水準を満たしていないことが確認された審査項目がある場合は、失格とする。

(オ) 総合評価及び最優秀提案の選定

選定会議は、価格評価及び性能評価における総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合は、性能評価の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。この場合において、性能評価の得点が同点である提案が2以上ある場合には、当該応募者によるくじ引きにより最優秀提案を決定する。

(カ) 優先交渉権者の決定

市は、提案審査の結果をもとに、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、市が優先交渉権者と運営予定者協定を締結しないことが確定した場合、又は運営予定者協定が解除された場合には、次点交渉権者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

3 提案審査における点数化方法

(1) 提案審査の配点

提案審査は、性能評価及び価格評価の総合評価により実施することとし、その配点及び得点化方法については、市が本事業に対して民間の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定したものである。

審査項目	配点
性能評価	80 点
1. 事業計画に関する事項 (30 点)	
(1) 実施方針	10 点
(2) 実施体制	10 点
(3) 収支計画	5 点
(4) 大阪市の施策との整合	5 点
2. 開館準備に関する事項 (5 点)	
(1) 開館準備	5 点
3. 運営に関する事項 (45 点)	
(1) 施設管理	15 点
(2) 障がい者スポーツの推進等	20 点
(3) デジタル技術の活用	5 点
(4) その他	5 点
価格評価	20 点
合計	100 点

(2) 提案審査の点数化方法

ア 価格評価の点数化方法

価格評価については、提案金額を以下の方法で、順位点 (①) 及び価格点 (②) を算定し、その合計により得点化する。なお、②の基準額は公表しない。

価格評価点の計算に当たって、小数点第3位以下が生じた場合には、小数点第3位を四捨五入する。

①順位点 (10 点)

$$\text{順位点} = \frac{\text{提案額順位}}{\text{応募者数}} \times \text{配点 (10 点)}$$

※ 応募者数

応募者のうち提案審査の対象となった者の数

※ 提案額順位

応募者のうち提案審査の対象となった者の提案額を価格の高い順に並べた場合

の順位に相当する数

②価格点（10 点）

$$\text{価格点} = \frac{\text{提案上限額} - \text{応募者提案額}}{\text{提案上限額} - \text{基準額}} \times \text{配点（10 点）}$$

※ 応募者提案額が基準額を下回る場合であっても、得点は 10 点を上限とする。

イ 性能評価の項目及び配点

性能評価の評価項目及び配点は、別紙「性能評価の評価項目及び配点」を参照すること。

ウ 評価項目の採点基準

性能評価は、別紙「性能評価の評価項目及び配点」ごとに行い、次に示す 5 段階評価により得点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において特筆すべき優れた発想・工夫が随所に見られ、非常に優れていた提案がなされている	各項目の配点×1.00
B	当該評価項目において優れた発想・工夫が随所に見られ、優れた提案がなされている	各項目の配点×0.75
C	当該評価項目において工夫が見られ、適切な提案がなされている	各項目の配点×0.50
D	（要求水準を満たしているものの）当該評価項目において具体的かつ適切な提案が少ない	各項目の配点×0.25
E	（要求水準を満たしているものの）当該評価項目において具体性や実現可能性について懸念される点がある	各項目の配点×0.00

エ 優先交渉権者を選定しない場合

提案内容の品質等を確保する観点から、いずれの応募者も選定会議の採点結果（価格評価及び性能評価の合計点をいう。）が 60 点未満であった場合は、最優秀提案を選定しないこととする。

別紙 1 性能評価の評価項目及び配点

審査項目		評価する視点	配点
1. 事業計画に関する事項			30 点
(1) 実施方針	・ 本事業の運営業務の実施を通じ、本事業の目的や本施設に期待される役割をどのように達成するかについて、優れた提案があるか。	10 点	
(2) 実施体制	・ 運営業務を担うのに十分な人員数が配置されているか ・ 運営業務に関する専門的な知識や経験、資格等を有する職員が十分に配置されているか。 ・ 職員の質の向上を図る従事者研修や業務指導、長期の事業を見据えた人員確保に関する方針や計画が示されているか。 ・ 災害時に確実な初動対応が実施できるよう、災害時の体制、利用者の避難誘導体制、従業員の訓練等に関する優れた提案があるか。 ・ 同種施設又は類似施設の運営実績を有し、成果を上げているか（同種実績の運営実績がある場合は高く評価する）。 ・ 維持管理業務との連携方策に関する優れた提案があるか。 ・ 提案された内容が財政面の観点からも安定的な実施が見込まれ、かつ、経費削減に係る工夫がされたものであるか。	10 点	
(3) 収支計画	・ 収支の算定根拠が明確であり、妥当な計画が提案されているか。	5 点	
(4) 大阪市の施策との整合	・ 環境への配慮、就職困難者の雇用、個人情報保護、女性活躍促進等に関し、優れた取組みを行っているか。 ・ また、本事業における具体的かつ効果的な取組方針が提案されているか。	5 点	
2. 開館準備に関する事項			5 点
(1) 開館準備	・ 供用開始後の運営を円滑に実施するための実施体制、準備計画、スケジュール及び効果的な広報活動に関する具体的な提案があるか。 ・ 開館式典及び開館記念イベントに関する優れた提案があるか。 ・ 提案された内容が財政面の観点からも安定的な実施が見込まれ、かつ、経費削減に係る工夫がされたものであるか。	5 点	
3. 運営に関する事項			45 点
(1) 施設管理	・ 施設全体の運営にあたり、利用者の安全性や快適性のための効率的な管理方法に関する優れた提案があるか。 ・ 各諸室の運営方法について、平等かつ安全な利用に資する具体的かつ効果的な提案があるか。 ・ 利用者のニーズをとらえ、利用者数の増加や利用者満足度の向上を図るための具体的かつ効果的な提案があるか。 ・ 提案された内容が財政面の観点からも安定的な実施が見込まれ、かつ、経費削減に係る工夫がされたものであるか。	15 点	

審査項目	評価する視点	配点
(2) 障がい者スポーツの推進等	・個人・団体利用者に対して、障がいの程度や種別に配慮し適切な指導を提供するための具体的かつ効果的な提案があるか。 ・スポーツ教室等のプログラムの開催等に関する具体的かつ効果的な提案があるか。 ・障がい者スポーツの大会誘致・開催支援に関する具体的かつ効果的な提案があるか。 ・地域団体、教育機関等との連携に関する優れた提案があるか。 ・障がいのある人となない人の交流を目的とした取組・イベント等 <u>（「資料2 付帯事業に係る要求水準」の(2)障がい者スポーツ体験プログラム等の提供業務を含む。）</u>に関する具体的かつ効果的な提案があるか。 ・提案された内容が財政面の観点からも安定的な実施が見込まれ、かつ、経費削減に係る工夫がされたものであるか。	20点
(3) デジタル技術の活用	・デジタル技術の活用に関する具体的かつ効果的な提案があるか。	5点
(4) その他	・「資料2 付帯事業に係る要求水準」の(4)その他付帯事業に関する優れた提案があるか。 ・その他上記の項目に当てはまらない特筆すべき提案があるか。	5点